

和歌山縣報

第九百號

明治四十二年八月十二日

○告示

○和歌山縣告示第二百四十九號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録ス

明治四十二年八月十二日

和歌山縣知事

川上

親晴

免許年月日 四十二年八月四日

免許番號 七六八

漁業ノ種類及名稱 魩築類魚塚

漁場ノ位置 西牟婁郡朝來村大字岩崎字防垣内ト同郡北富田村大字保呂字長畑トニ跨ル富田川筋

朝來村大字岩崎字防垣内三百十五番地東里道ト堤防トノ交叉点(内角)ヨリ百四度三十間ノ處ト百十二度六十間ノ處トヲ連結シタル線内三十一間

漁獲物ノ種類 點

漁業時期 毎年九月一日ヨリ十一月三十日マテ

免許期間 貳箇年

條件又ハ制限

- 一、木石類ヲ以テ支柱トナスヘカラス
 - 一、舟筏ノ通行上障害トナラサル様設備スヘシ
 - 一、河川流幅五分ノ一以上ノ魚道ヲ開通スヘシ
 - 一、漁期終了シタルトキハ一週間以内ニ建設物ヲ撤去スヘシ
- 漁業權者代表者

西牟婁郡朝來村大字岩崎

瀬田清吉

○和歌山縣告示第二百五十號

明治四十二年度ニ於テ開設スヘキ本縣畜産共進會規則別冊ノ通相定ム

明治四十二年八月十二日

和歌山縣知事

川上親晴

晴

(別冊)

和歌山縣畜産共進會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ和歌山縣畜産共進會ト稱シ明治四十三年三月二十三日ヨリ同月二十六日ニ至ル四

日間和歌山公園内ニ於テ開設ス

第二條 本會事務所ヲ本縣廳内ニ設置ス

第二章 出品

第三條 本會ノ出品ヲ分チテ左ノ二區トス

第一區牛

第二區參考品

第四條 出品ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一、牛生後十八ヶ月以上七十二ヶ月以下ニシテ出品人ノ一ヶ年以上飼養シタルモノ

但シ乳用牛ニ在リテハ一ヶ年以内ニ「ツベルクリン」検査ヲ受ケ健康証ヲ有スルモノ

二、參考品本會ノ承認ヲ得タル左記四種類

第一種 牛

第二種 畜産製造品(食用品)

第三種 畜産用器具器械並其ノ標本

第四種 飼料品

第五條 出品人ハ本縣廳内ニ於テ畜産ニ従事スル個人産牛組合タルヘシ

但シ參考品ノ出品ニ關シテハ此限リニアラス

第六條 出品人ハ別記書式ノ出品目録二通ヲ作り所轄郡市役所ヲ經テ明治四十三年一月卅一日限

リ本會ニ差出スヘシ

第七條 參考品以外ノ出品ニハ其ノ陳列中被物其他裝飾ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 出品ハ明治四十三年三月廿三日午前八時會場ニ搬入シ同月二十六日午後四時搬出スヘシ

但シ開會中出品動物ノ外泊ヲ願出ル者アルトキハ其事情ニ依リ許可スルコトアルヘシ

此ノ場合ハ規定ノ時刻ニ出陳スヘシ出品ハ會期中撤去スルコトヲ得ス

第九條 出品ハ本會ニ於テ保護ヲ爲スヘシト雖不可抗力ニ依ル損害ハ本會其ノ責ニ任セス

第十條 疾病ニ罹リタル出品動物ハ其陳列ヲ拒絕シ又ハ病厩ニ移シテ治療セシムルコトアルヘシ

第十一條 出品ニ對シテハ本會ニ於テ看守人ヲ付スト雖出品人ニ於テ別ニ相當ノ看護人ヲ附スルコトヲ得

第三章 會 場

第十二條 會場ハ毎日午前八時ニ開キ午後四時ニ閉ツ

但シ時宜ニ依リ伸縮又ハ入場觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 出品ノ陳列場看守人及飼料ニ關スル費用ハ本會ヨリ之ヲ支辨ス

但シ飼料ノ種類及分量ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 出品賣買約定濟ノモノハ本會ヨリ交附スル約定濟ノ票紙ヲ附スヘシ

第十五條 賣買約定濟ノ出品ハ閉場后ニアラサレハ買主ニ引渡スコトヲ得ス

第四章

第十六條 出品ハ參考品ヲ除クノ外審査スルモノトス

第十七條 出品ノ審査ハ明治四十三年三月廿三日ヨリ同月二十五日迄ニ終了スルモノトス

第十八條 出品人ハ出品ノ審査ヲ辞シ若ハ之ヲ拒ミ再審査ヲ請ヒ授與ノ褒賞ヲ辞シ若ハ之ヲ拒ミ又

ハ審査ノ決定ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第五章 褒 賞

第十九條 出品優等ノモノニハ左ノ等級ニ從ヒ褒賞ヲ授與スルモノトス

一等 二等 三等 四等

第二十條 前條ノ一二三等賞ニ對シテハ農商務大臣ニ賞金ノ授與ヲ申請スルモノトス

第二十一條 畜産業ニ關シテ特別ノ功勞アル者ハ特ニ功勞賞ヲ授與セラルコトアルヘシ

第二十二條 褒賞ノ授與式ハ明治四十三年三月二十六日之ヲ行フ

第六章 參觀人心得
第二十三條 本會開會中ハ毎日午前八時ヨリ午后四時迄衆庶ノ參觀ヲ許ス

但シ入場料ヲ要セス

第二十四條 瘋癲醉狂其他場内ノ取締ニ付妨害ノ虞アリト認ムル者ハ入場ヲ拒絕シ或ハ場外ニ退

出セシムルコトアルヘシ

第二十五條 參觀人ハ看守人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ出品ニ手ヲ觸ル、コトヲ得ス

第二十六條 出品ヲ購買セントスルモノハ看守人ヲ經テ委員ニ申出ツヘシ

第七章

第二十七條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

事務長 一名

審査長 一名

事務委員長 一名

事務委員 若干名

審査員 若干名

書記 若干名

第二十八條 事務長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ事務長ハ知事ノ指揮ヲ受ケ本會一切ノ事務ヲ統理

ス事務長事故アルトキハ事務委員長ヲシテ代理セシメ又事務ノ幾部ヲ委任スルコトヲ得

第二十九條 審査長ハ農商務省ヨリ派遣ヲ請フモノトス

審査長ハ審査ヲ統轄ス

第三十條 事務委員長ハ内務部第五課長ヲ以テ之ニ充ツ

事務委員長ハ事務長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

第三十一條 事務委員ハ知事之ヲ選任ス

事務委員ハ事務長及事務委員長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ分掌ス

第三十二條 審査員ハ審査長ノ推舉ニヨリ知事之ヲ任命ス

審査員ハ審査長ノ指揮ヲ承ケ審査及之ニ關スル事務ヲ掌理ス

第三十三條 書記ハ知事之ヲ選任ス

書記ハ上司ノ命ヲ受ケテ記錄計算等ノ庶務ニ從事ス

書式ノ一

出品目錄

(用紙半紙)

何郡何町何字何番地

職業出品人 氏

名印

第一區牛

種類

名號

性

生年月日
又ハ年齡

體尺
計

特徵

產地

用途

血統

毛色

賣品非賣品

(何頭)

右之通ニ候也

明治四十二年八月

日

和歌山縣畜産共進會御中

左ノ事項ニ該當スルモノハ其解説書ヲ添付スヘシ

一、畜養頭數多數ナルモノハ其解説書ヲ添付スヘシ

一、畜養頭數多數ナルモノハ其現在畜養頭數

一、明治四十二年前三ケ年間ノ生産頭數(年別)

一、明治四十二年前三ケ年間ノ販賣頭數及其價格(年別)

一、褒賞ヲ受ケタルモノハ其年月種類及授與ノ會名等

書式ノ二

出品目錄

何郡何町何字何番地
職業出品人 氏 名 印

品名	數量	製造者	製造者住所氏名	價格	賣品 非賣品

計(何頭)

右之通りニ候也

明治 年 月 日

和歌山縣畜産共進會御中

其他參考上ニ要ナル事項ヲ記載シタル解説書ヲ添付スヘシ

但シ畜牛ノ出品ニアリテハ書式ノ一ニ準スヘシ

○和歌山縣告示第二百五十一號

明治四拾二年度ニ於テ開設スヘキ本縣畜産牛品評會規則別冊ノ通相定ム

明治四十二年八月十二日

和歌山縣知事 川 上 親 晴

(別冊)

和歌山縣畜産牛品評會規則

第一條 本會ハ和歌山縣畜産牛品評會ト稱シ縣内産牛ヲ出品セシムル目的ヲ以テ本縣畜産共進會ト

同期間内同一ノ場所ニ於テ之ヲ開設ス

第二條 本會ノ出品ハ生后六ヶ月以上十八ヶ月以下ノ畜牛ニシテ本縣内ニ於テ生産シ出品人ノ六

ヶ月以上飼養シタルモノニ限ル

第三條 出品ハ總テ審査スルモノトス

第四條 出品優等ノモノニハ壹等貳等參等四等ノ等級ニ從ヒ褒賞ヲ授與スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ壹等貳等參等賞ニ對シテハ賞金ヲ授與スルモノトス

第五條 審査長ハ知事之ヲ選任ス

審査長ハ審査ヲ統轄ス

第六條 前各條ノ外本縣畜産共進會規則第二條第五條乃至第十五條第十七條第十八條第二十二條乃至第二十八條第三十條乃至第三十三條及書式ノ一ヲ準用ス
右

○町村吏員ノ異動

○明治四十二年八月十日認可

海草郡中ノ嶋村長 織戸孫之丞

○彙報

○着任 齋藤事務官ハ本月八日臨田事務官ハ同日孰レモ着任セリ

○觀象

自八月七日至八月九日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目

前年	八月七日	本年	前年	八月八日	本年	前年	八月九日	本年
----	------	----	----	------	----	----	------	----

平均氣壓

七四〇耗八

七五四耗三

七四六耗一

七五四耗四

七五三耗一

七五三耗五

平均氣温

二五度〇

二七度〇

二五度二

二七度六

二六度三

二六度三

最高氣温

二七度〇

三一度九

三〇度五

三一度九

三一度七

三一度三

最低氣温

二二度六

二三度二

二〇度一

二三度二

二三度五

二二度一

最多風向

北東

西

南西

西

南西

西南西

平均風力

五米二

二米〇

三米五

二米四

三米一

二米五

天氣

雨

半晴驟雨

晴

晴

晴驟雨

晴

降水量

二五耗一

〇耗九

〇耗〇

|

〇耗五

|

記事現象

終日降雨夕刻北方ノ強風吹タ

曉間月環ヲ映ス午後時々驟雨黃昏虹

夜間微雨

早曉及午後驟雨

夕刻縣下全部ノ警戒ヲ解除ス

明治四十二年八月十一日印刷

明治四十二年八月十二日發行

和歌山縣知事官展

印刷人 和歌山市北休賣町六番地

和歌山市北休賣町六番地

七